

報道関係者 各位

平成29年3月23日

【照会先】

第三部会担当審査総括室

審査官 増井 啓秀

(直通電話) 03-5403-2205

福岡教育大学不当労働行為再審査事件 (平成28年(不再)第12号) 命令書交付について

中央労働委員会第三部会（部会長 三輪 和雄）は、平成29年3月22日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は次のとおりです。

【命令のポイント】

～組合のビラ配布活動を信用失墜行為であるなどとする学長の発言等が不当労働行為に当たるとした事案～

学長が、全教職員を対象とした説明会の席上、組合のビラ配布活動を信用失墜行為であるなどと発言し、同発言を公式ウェブサイトに掲載したことは、組合の活動を萎縮させるなど組合の弱体化を図るものであり、労組法第7条第3号の不当労働行為に該当する。

I 当事者

再審査申立人：国立大学法人福岡教育大学（「法人」）（福岡県宗像市）

教職員525名（平成26年12月現在）

再審査被申立人：福岡教育大学教職員組合（「組合」）（福岡県宗像市）

組合員約100名（平成26年12月現在）

II 事案の概要

- 本件は、法人が、①A1ら組合員が行ったビラ配布（「本件ビラ配布」）を信用失墜行為であるなどと発言したこと（「本件学長発言」）及び同発言を法人のウェブサイト（「公式ウェブサイト」）に掲載したこと、②A1を大学院教育学研究科長（「研究科長」）に任命しなかったこと、③A2を教育研究評議会評議員（「評議員」）に指名しなかったこと、④A2が主任を務める講座について、学長が自ら教員人事ヒアリングを行わず他の理事に行わせたこと等が不当労働行為に当たるとして救済申立てがあった事件である。
- 初審福岡県労委は、上記①ないし④は不当労働行為に当たると判断し、法人に対し、公式ウェブサイト掲載文書の一部削除、文書手交及び学内イントラネットへの掲示を命じ、その余の救済申立てを棄却したところ、法人がこれを不服として再審査を申し立てた。

III 命令の概要

1 主文の要旨

本件再審査申立てを棄却する。

2 判断の要旨

(1) 本件学長発言及び同発言を公式ウェブサイトへ掲載したことは労組法第7条第3号の不当労働行為に該当するか

本件学長発言で言及されている本件ビラ配布は、執行委員会で機関決定の上、実施されたものであり、記載内容や表現ぶりにおいても穏当なものというべきで、配布の際も特段の混乱があったともうかがわれないうことなどから、正当な組合活動であるといえる。そして、学長が本件ビラ配布を信用失墜行為であるなどと発言した上、教育学部長と研究科長に今回の事案にどう対応するのか文書で提出するよう命じていることは、本件ビラ配布を行った組合員に対し、何らかの不利益を与える可能性を示唆したものとみることができると。よって、本件学長発言及び同発言を公式ウェブサイトに掲載したことは、組合員の組合活動を萎縮させ組合の弱体化を図るものであり、労組法第7条第3号の不当労働行為に該当する。

(2) A1を研究科長に任命しなかったことは労組法第7条第1号及び同条第3号の不当労働行為に該当するか

法人は、A1を研究科長に任命できない理由として、A1が本件ビラ配布に参加したことを挙げるが、前記(1)のとおり、本件ビラ配布は正当な組合活動である。そうすると、法人は、A1が正当な組合活動を行ったことの故をもって、A1を研究科長に任命しなかったものというほかなく、これによりA1は、職務上、経済上の不利益を被ったものといえる。よって、法人がA1を研究科長に任命しなかったことは、労組法第7条第1号の不当労働行為に当たり、また、組合活動を萎縮させて組合の弱体化を図るものであるから、同条第3号の不当労働行為にも当たる。

(3) A2を評議員に指名しなかったことは労組法第7条第1号及び同条第3号の不当労働行為に該当するか

法人は、A2が法人を被告とする未払賃金請求訴訟（「本件訴訟」）の原告であることを理由にA2を評議員に指名することを拒んでいるが、本件訴訟は、組合の臨時総会で決定されて組合が全面的に支援するもので、A2は組合書記長としての立場から原告となったものであり、訴訟の対象が賃金の減額という基本的な労働条件に関わるものであることも考慮すれば、本件訴訟の提起やその訴訟活動は正当な組合活動といえ、法人も本件訴訟の提起等が組合活動の一環であると認識していたことは明らかである。そうすると、法人は、A2が正当な組合活動を行ったことを理由として、A2を評議員に指名しなかったものというほかなく、これは、A2の講座主任としての影響力等の低下を招く不利益な取扱いといえる。よって、法人がA2を評議員に指名しなかったことは、労組法第7条第1号の不当労働行為に当たり、また、組合活動を萎縮させて組合の弱体化を図るものであるから、同条第3号の不当労働行為にも当たる。

(4) A2が主任を務める講座について、学長がヒアリングを行わず、他の理事に行わせたことは労組法第7条第1号及び同条第3号の不当労働行為に該当するか

法人は、A2が主任を務める講座の教員人事ヒアリングを学長が行わなかった理由について、A2が本件訴訟の原告であるためと説明しているが、前記(3)のとおり、本件訴訟は正当な組合活動であり、本件訴訟の提起等が組合活動の一環であることを法人が認識していたことも明らかである。そうすると、上記ヒアリングを学長が行わず、他の理事に行わせたのは、A2の正当な組合活動を理由とするものというほかなく、これはA2の講座主任としての影響力等の低下を招く不利益な取扱いといえる。よって、上記ヒアリングを学長自身が行わず、他の理事に行わせたことは、労組法第7条第1号の不当労働行為に当たり、また、組合活動を萎縮させて組合の弱体化を図るものであるから、同条第3号の不当労働行為にも当たる。

【参考】初審救済申立日 平成26年12月19日（福岡県労委平成26年(不)第10号）

初審命令交付日 平成28年 2月10日

再審査申立日 平成28年 2月24日